

## 「『第6期北海道障がい福祉計画』の策定について」に対する意見一覧

【対応区分】 A:意見を踏まえて素案を修正/B:素案と意見の趣旨が同様と考えるもの/C:今後の参考とするもの/D:素案に取り入れなかったもの/E:検討が必要なもの

| 意見番号 | ページ | 意見【構成員名】   | 対応区分 | 当課の回答  |
|------|-----|--|------|--|
| 1    | P 1 | <p>7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 &gt; (2)医療を必要とする在宅の重度障害児者への支援</p> <p>&gt; 推進の視点 について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況調査から各自治体（又は圏域）の医ケア児の実態を具体的に把握して、個々の支援について協議することが必要。</li> <li>・医療依存度の高い重症児や行動障害を伴う医ケア児など、これまでの福祉制度で対応できないケースがあり、目の離せない状況は家族の大きな負担となっている。</li> </ul> <p>&gt; 推進施策 について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医ケア児等コーディネーターが核となり、訪問介護ヘルパー、訪問看護師等がNICUから在宅に移行時（又は障がい判明した時点）で、必要な支援を継続する仕組みづくりが必要。特に、訪問介護のヘルパーは医療的ケアを行うための研修を受け、支援を継続することで、パーソナルヘルパーとして役割を担うことが可能。また、パーソナルヘルパーとして医療的ケアを担う場合の加算を道として検討すると、人材不足の解消に繋がると考える。</li> <li>・病態が安定せずに、児童発達支援センター等に通うことができない場合、訪問型児童発達支援やオンラインによる情報交換（おしゃべり会等）で横の繋がりを持たせるなど、家族（特に母親）が孤立しないようなサポートが必要。</li> </ul> <p>【太田委員】</p> | B    | <p>・素案については、賛同いただいたと理解しました。ご意見については、実事業実施の際に検討させていただきます。</p> |
| 2    | P 1 | <p>7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 &gt; (2)医療を必要とする在宅の重度障害児者への支援</p> <p>&gt; 推進施策 について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道で計画は立てているが、在宅児者にサービスが行き届いているのか疑問。例えば、今回の新型コロナウイルス感染症については、消毒用アルコール配当の優先順位が決まっていますが、「児」まで届いたが「者」には届いていない。</li> <li>・医ケア児者の人数も、市の通所事業所の利用者しか登録されておらず、自分の知る児者が入っていない。</li> </ul> <p>データで示されている数字はどのように把握しているのか。また、高齢化等により状態が変わっていく場合（病状の悪化で通所できなくなった者がいる）、それを調査できる体制づくりも必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時（感染症緊急対策時も含めて）に困っている人に手が届く計画となってほしい。</li> </ul> <p>【岡田委員】</p>   | B    | <p>・素案については、賛同いただいたと理解しました。ご意見については、事業実施の際に検討させていただきます。</p>  |

## 「『第6期北海道障がい福祉計画』の策定について」に対する意見一覧

【対応区分】 A:意見を踏まえて素案を修正/B:素案と意見の趣旨が同様と考えるもの/C:今後の参考とするもの/D:素案に取り入れなかったもの/E:検討が必要なもの

| 意見番号 | ページ | 意見【構成員名】  | 対応区分 | 当課の回答  |
|------|-----|---|------|--|
| 3    | P 1 | <p>7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 &gt; (2)医療を必要とする在宅の重度障害児者への支援 &gt; 推進施策 について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等コーディネーターの市町村の配置であるが、促進するためにどのような方策にするのが重要。コーディネーターがどのような役割を果たすかは、市町村にも理解させることが必要で、例えば、モデル事業の実施や活動事例の紹介があると思う。</li> </ul> <p>【橋本委員】</p>   | B    | <p>・素案については、賛同いただいたと理解しました。ご意見については、事業実施の際に検討させていただきます。</p>                            |
| 4    | P 1 | <p>7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 &gt; (2)医療を必要とする在宅の重度障害児者への支援 &gt; 推進施策 について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等コーディネーターを医ケア児が所在する市町村に配置することは賛同するが、現在、医ケア児が存在しない市町村については、初めてのケースに備え、21圏域など広域の連携体制のあり方を検討しておく必要があると考える。</li> <li>・在宅の医療的ケア児等の支援においては、特定の者を対象とした喀痰吸引研修（3号研修）を修了した人材の育成が必須で、全道的に在宅の医ケア児の支援体制を構築する上では、札幌市以外の地方においても3号研修を実施することが不可欠である。また、受講者の経年的把握を行い、研修開催が不足していると思われる地域における研修支援も必要であると考え。</li> <li>・障がい者における文化芸術活動について、医ケア児やその兄弟、保護者が参加できるような活動を検討すべき。特に、感染症が流行する現状においては、感染による重症化のリスクがあるため、平時以上に文化芸術活動への参加が困難だと推測されるので、例えば、オンライン等による参加も含め、多様な活動の推進を検討すべき。</li> <li>・医療的ケア児の支援については、保健医療部門や教育部門でも支援体制構築のための計画を立案していると思われるので、各部門との情報共有を行い、計画相互の整合性や相補性について検討すべき。</li> </ul> <p>【土島委員】</p> | B    | <p>・素案については、賛同いただいたと理解しました。ご意見については、事業実施の際に検討させていただきます。なお、他の計画との整合性等については、適宜検討します。</p> |